移籍規程

第１条　［趣　旨］

本規程は「日本ハンドボールリーグ規約」に基づき、選手の移籍に関する紛争の防止、および紛争が生じた場合の解決に関する事項を定めることを目的とし、一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下「ＪＨＬ」）が主催する日本ハンドボールリーグ（以下、日本リーグ）に加盟するハンドボールチーム（以下「加盟チーム」）および、当該シーズンにおいて公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「日本協会」）に一般Ｌ登録している選手（以下「登録選手」）に適用される。

第２条　［移籍の保証］

登録選手は、本規程および日本協会の登録と移籍に関する規程並びに競技者資格規程に従い、現在所属しているチームの登録を抹消し、他のチームで新たに登録すること（以下「移籍」）ができる。

第３条　［移籍の制限］

移籍を行う場合の制限について、次の各号のとおり定める。

（１）　加盟チームに所属した後、１年以内に他の加盟チームに移籍する場合は、現在所属する加盟チーム実行委員の承諾を得なければならない。

（２）　加盟チームから加盟チーム以外のハンドボールチーム（日本国外に所属するハンドボールチームを含む）に移籍した後、１年以内に移籍前に所属していた以外の加盟チームに所属する場合、移籍前に所属していた加盟チーム実行委員の承諾を得なければならない。

（３）　移籍することなく加盟チームを退団し、そのことにより一般Ｌ登録を抹消した（以下「引退」という）後、１年以内に、引退前に所属していた加盟チーム以外の加盟チームに所属する場合、引退前に所属していた加盟チーム実行委員の承諾を得なければならない。

第４条　［加盟チームによる移籍交渉］

（１）　加盟チームは、日本リーグのシーズン中は、他の加盟チームに所属する登録選手に対し、移籍に関する交渉を行う場合、移籍交渉開始の通知を行う。

（２）　前項の通知に基づき、移籍交渉の対象となる登録選手が所属する加盟チームの実行委員の許諾を得た場合に、その交渉を行うことができる。

（３）　加盟チームは登録選手に前条の承諾をする対価として、登録選手又は他の加盟チームに対して財産上の要求を強要してはならない。

第５条　［移　籍］

登録選手が加盟チームから移籍を希望する場合、所属する加盟チームは「移籍承諾届」を作成し、これをＪＨＬへ提出しなければならない。この時、ＪＨＬは、「移籍リスト」を公開する。

第６条　［移籍の期間］

移籍できる期間は、プレーオフ終了後から翌年の最終追加登録日までとする。

第７条　［海外チームからの移籍］

登録選手は、国際ハンドボール連盟に所属する日本国外のハンドボールチーム（以下「海外チーム」という）に移籍する場合、または海外チームから移籍する場合において、本規程等に定められていない事項またはこれと相矛盾する事項については、国際ハンドボール連盟の規定が本規程に優先する。ただし、第３条に定める点については、本規程が優先する。

第８条　［罰　則］

本規程に違反して移籍し、又は移籍に関する交渉を行ったことが明らかに判明した場合、違反行為が発覚した日が属するシーズンおよび翌シーズンにおける日本リーグの試合出場権を失う。

第９条　［規程外の事項］

本規程に定められていない事項が発生した場合、ＪＨＬ理事会で審議し決定する。

第１０条［意義申し立て］

選手または加盟チームは、移籍に関して異議または疑義がある場合、書面による通知をもってＪＨＬに異議申し立てをすることができる。

第１１条［改　正］

本規程の改正は、理事会での決議に基づきこれを行うものとする。

第１２条［施　行］

本規約は、平成２年９月７日から施行する。

改定：２０１９年４月

改訂：２０２０年６月

再設置：２０２２年１０月１９日